

## 令和7年度 第2回 長野県契約審議会

日 時 令和7年9月10日（水）  
15時00分～16時30分  
場 所 JA長野県ビル12C会議室

### 1 開 会

（一由企画幹）

定刻となりました。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから「令和7年度 第2回 長野県契約審議会」を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の一由でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料の次第に従いまして進行してまいります。

本日は9名の委員に御出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第2条第2項の規定によりまして、会議が成立していることを御報告いたします。この審議会は公開での審議となりまして、会議録は後日、県のホームページで公表されます。

会議の終了時刻につきましては午後4時半頃を予定しておりますので、委員の皆様の御協力をお願ひいたします。

ここで、本日の資料につきまして御連絡させていただきます。本日の会議資料は事前に委員の皆様へお送りしましたが、お手元にございます資料番号4-1、裏面の4-2、14ページ、15ページについて、お手数ですが差し替えをよろしくお願ひいたします。

続きまして、報道機関の皆様、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は、審議会の御意見などにより修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただきますようお願ひいたします。

### 2 あいさつ

（一由企画幹）

それでは、初めに県を代表しまして、会計管理者兼会計局長の柳沢より御挨拶を申し上げます。

（柳沢会計管理者兼会計局長）

会計管理者兼会計局長の柳沢由里でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、佐々木会長はじめ委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、本年度第2回の契約審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

6月に開催いたしました第1回の審議会では、県の取組に対しまして非常に多くの貴重な御意見をいただいたところでございます。重ねて御礼申し上げます。

本日の審議会では、お手元の次第にございます審議事項の「建設工事における低入札価格調査制度の見直し（案）」、そのほか報告事項であります「入札参加資格に係る信州企業評価項目の加点状況」について、御審議いただく予定としております。

委員の皆様には、前回同様大所高所から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

### 3 長野県の契約状況等の概要

（一由企画幹）

ありがとうございました。

それでは、会議事項に入る前に、事務局より次第3「長野県の契約状況等の概要」、昨年度の契約の状況などにつきまして、情報提供をさせていただきます。

それでは、契約・検査課からお願いいたします。

（事務局）

資料1-1を御覧ください。

令和6年度の契約実績について、契約管理システムを用いて集計を行った一般競争入札、公募型見積合わせ、公募型プロポーザル方式につきまして、前年度との比較を交えて御報告いたします。

まず、表の上段は製造の請負です。

主な内容は、印刷業務や横断幕などの製造です。全体の件数・金額が前年度より減少しています。これは、昨年の10月1日から、県庁発注の公募型見積合わせの対象金額が2万円以上から10万円以上に変更されたことが主な理由です。

平均落札率は84.5%とやや増加しています。平均応札者数、契約方法別などの内訳は記載のとおりです。

受注者のうち県内に支店を持たない県外本店との契約は2件です。特殊な製造の物品、特殊な印刷物で、県内に履行が可能な事業者さんが少ないため、参加要件から地域要件を外して、公募型見積合わせを実施した結果です。

次に、表の中段は物件の買入れです。

主な内容は、自動車、事務用品、燃料などの購入です。こちらも全体の件数・金額が前年度より減少しています。主な理由は製造の請負と同様に、県庁発注の公募型見積合わせの対象金額を変更したことによるものです。

平均落札率は86.4%とやや増加しています。平均応接者数、契約方法別などの内訳は記載のとおりです。

受注者のうち県内に支店を持たない県外本店との契約は20件です。県内に該当品を取

り扱う事業者さんが少ない、またはいないなどの理由により、参加要件から地域要件を外して、入札や公募型見積合わせを実施した結果です。

次に、表の下段はその他の契約です。

主な内容は保守点検、警備などの業務委託や物件の借入れなどです。全体の件数・金額は前年度より増加しています。件数の増加については、令和6年度に新たに複数年契約を締結した委託業務が多かったことなどによるものです。金額の増加については、大口の複数年契約の諏訪湖流域や千曲川流域の流域下水道維持管理業務などが締結されたことによるものです。

平均落札率は91%と平年並みです。平均応札者数が、製造の請負や物件の買入れと比較して少數なのは、業務に専門性が必要で、相手方が限定される場合が多いことによります。契約方法別などの内訳は記載のとおりです。

受注者のうち県内に支店を持たない県外本店との契約は105件です。県内に履行が可能な事業者さんが少ない、またはいないなどの理由により、地域要件を外し入札などを実施した結果です。前年度より増加しています。これは社会情勢や政策の影響で年度により変動しますが、令和6年度は公募型プロポーザル方式による選定において、システム構築などの業務が増加したことなどによります。

最後に、3契約の合計については記載のとおりです。

なお、この資料の集計対象は、県庁及び現地機関ですが、企業局、県警、県外の現地機関は契約管理システムを使用しないため集計には含まれておりません。

今後も県の契約条例の基本理念に基づき、契約の適正化や総合的に優れた契約の締結などの取組を継続してまいります。

説明は以上となります。

#### (事務局)

それでは、資料1-2の2ページを御覧ください。

長野県の公共工事等において実施しております受注希望型競争入札の実施状況について御説明いたします。こちらは、環境部、農政部、林務部、建設部、企業局で発注している工事、業務委託のものになります。

この方式につきましては、発注機関が明示しました要件を満たし、受注を希望する者が応札する入札方式となります。令和6年度分の集計が完了しましたので、御報告させていただきます。

2ページは建設工事の状況になります。

(1) 上段、「月別・年度別の状況」の表には、上段が令和5年度及び下段に令和6年度の実施状況を記載してございます。令和6年度の契約件数は1,455件、1工事当たりの平均参加者数は6.4者、平均落札率は94.9%となっており、前年度より161件減となっております。

中段の(2)「近年の入札状況」では、過去15年間の推移を年度ごとのグラフで示してございます。ここ数年は平均参加者数が徐々に回復傾向にあることが確認できます。

最下段の(3)は地域振興局単位である10ブロックごとの平均参加者数などの動向を表にまとめてございます。

特に最下段の地元受注率は、当該ブロック内で発注された工事における地元企業の地元企業の受注割合を金額ベースで示したもので、数字が高いほど、地元企業の受注が多いということを意味しております。

令和6年度においては、佐久及び松本地域の地元受注率が他地域と比べて低くなっていますが、これは佐久地域では規模の大きな橋りょう上部工事、松本地域でも規模の大きな浄水場施設耐震化工事や大型砂防堰堤工事、橋りょう工事等が、地域外の業者と契約されたことが影響していると考えられます。なお、件数ベースでは他地域と同様の割合となっております。

続いて、おめくりいただきて3ページを御覧ください。

「2 委託業務」の状況です。

上段（1）の表の令和6年度の実施状況ですが、契約件数は1,176件、1業務当たりの平均参加者数は15.1者、平均落札率は89.9%となっており、件数では前年より93件減少しております。

（2）「近年の入札状況」につきましても、工事と同様平均参加者数が増加傾向にあることが確認できます。

次に、一番下の「II 総合評価落札方式の状況」を御覧ください。

工事・業務委託とともに6年度は、5年度と同様な実施状況になっておりますが、工事におきましては、災害対応や除雪など、地域を支える地元企業を評価する地域貢献型の実施が増加しています。

4ページを御覧ください。

建設部の独自調査として、全国の都道府県を対象としまして、建設工事及び委託の落札率調査を実施しており、令和6年度の状況がおおむねまとまりましたので御報告いたします。上段が建設工事、その下が委託になります。

建設工事では、令和6年度では長野県は95%で、昨年同様隣接8県の95.6%を下回るものの、全国平均の94.2%は上回っているという状況です。委託につきましても、長野県の89.9%は隣接8県の90.7%を下回るものの、全国平均88.4%は上回っている状況でございます。

私からの説明は以上となります。

（事務局）

5ページ、資料1-3「森林整備業務の契約の状況等」について、御報告いたします。

まず、「1 森林整備業務の内容」でございますけれども、保安林及び県有林の適正な維持管理を図るために行います植栽、下刈、間伐のような森林の保育作業、最終的な収穫作業、維持管理の作業が対象となります。

「2 入札方式」「3 ダンピング等対策」は、建設工事と同様の制度により対応しております。

「4 総合評価落札方式制度」は、予定価格300万円以上で技術的に難易度が高い業務等を対象しております。

「5 契約の状況」でございますが、令和2年度から6年度までの5か年の推移を整理してございます。表の上から5行目の括弧書きの数字、契約件数でございますが、令和6

年度は27件となりまして、近年減少傾向にあるところでございます。

表のそれ以下、平均契約額、平均応札者数、平均落札率、低入札価格調査件数については、年度ごとに多少の増減がございますけれども、おおむね横ばい傾向にありまして、不調・不落の件数は減となったところでございます。

簡単ではございますが、資料1-3の説明は以上でございます。

(一由企画幹)

ただ今の説明に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

湯本委員、お願いします。

(湯本委員)

4ページにあります建設工事の落札率の推移ですが、県の建設工事の落札率につきましては、大規模災害ですとか、コロナもあったわけでございますが、特にこの5年非常に安定しているということにつきまして、考えられること、もしくは、評価をどのように考えているかお伺いしたいと思います。

(事務局)

御質問ありがとうございます。ここ5年間安定しているということでございます。令和元年あたりで災害等もあったという中で、元年、令和2年と下がり傾向にあったものが徐々に増加しております。今回見直しを図りますが、長期間同じ制度を運用している中で、参加者も増えており、安定した制度になってきているところで落札率は横ばいになっていると推定しております。

(一由企画幹)

ほかに御質問等ございませんか。

(佐々木会長)

まさに今おっしゃったことですが、入札参加者数が令和元年度に向けてずっと落ちてきたのが、また盛り返していると。主な要因というのはどういうところにあるとお考えですか。

(事務局)

参加者が増えてきている状況ですか。

(佐々木会長)

何で減ってきたか、それが盛り返してきたのはどういうわけか、ということです。何か分析されたものがありますか。

(事務局)

分析そのものずばりというところはないですが、増えてきた一因としては、2ページの

中段の棒グラフを御覧いただくと、落札金額ということで、これイコール予算ではないですが、平成30年から比べて令和元年度、令和2年度と落札金額が増加しているというところは、実は3か年緊急対策、5か年加速化対策予算等の補正予算が入ってきまして、そういう意味では予算が増えたということで、工事が多く発注されているというところが1点ございます。

とは言いながら、今回令和6年度は件数としては減ってきているので、一つの案件に応札する方が増えてきているということはあります。ご質問のターニングポイントとしては、そういう補正予算が充当され始めたというところがあると思います。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

(一由企画幹)

ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

会議の最後にも発言の機会を設けておりますので、また御意見等ございましたらお願ひいたします。

#### 4 会議事項

##### (1) 前回審議会の振り返り

(一由企画幹)

それでは、これより会議事項に入ります。

議長につきましては、「長野県契約審議会規則」第4条第1項の規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、佐々木会長に会議事項の進行をお願いいたします。

(佐々木会長)

それではよろしくお願ひいたします。

まず会議事項(1)「前回審議会の振り返り」について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

資料2、6ページにつきましては、6月に開催しました令和7年度第1回契約審議会の振り返りとして整理したものでございます。

前回審議会におきましては、改めてこの場で回答するような御質問等はございませんので、誤った要旨となっていないか、御確認をお願いできればと思います。

説明は以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。何か御質問、御意見等ございますか。これについては概ね適

当ということでよろしいですね。  
それでは次に進みたいと思います。

## (2) 審議事項

### 建設工事における低入札価格調査制度の見直し (案)

(佐々木会長)

(2) 審議事項に移ります。「建設工事における低入札価格調査制度の見直し (案)」について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

7ページの資料3を御覧ください。

「建設工事における低入札価格調査制度の見直し (案)」ということで、御提案をさせていただきます。

まず、令和6年度第2回の契約審議会、昨年9月13日において、調査基準価格や失格基準価格の算定方法を含む、低入札価格調査制度の改善検討を表明いたしまして、入札状況の分析や他県の動向等調査を行いまして、同年度第4回、本年2月3日の審議会において見直し方針案について一定の了承が得られましたころから、細部の分析などを進めまして、今回見直し案を作成いたしました。

「1 見直し方針 (案)」でございます。こちらは前回の資料をそのまま再掲載しております。簡単に御説明いたします。

見直しに当たっては市場の実勢価格を反映し、労働賃金の適正な水準や企業の適切な利潤を確保するという県のこれまでの取組方針を踏まえ、変動制は維持する。

算定方法について、この後簡単に説明させていただきますが、算定対象の入札者が5者以上の場合はその平均価格から「標準偏差×定数」を減算した価格を調査基準価格、失格基準価格とする。

一昨年6月の担い手3法の改正を踏まえ、算定方法見直し後の適正な水準の労務費等を確保するため、調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限値は設定しない。

算定対象の入札者が5者未満の場合は、5者以上の場合の下限値を調査基準価格、失格基準価格とする。

受注希望型、総合評価落札方式とともに同じ算定方法の適用を検討ということで、前回審議会以降、複数の定数によりシミュレーション等を行った結果、今回提示させていただく案で見直しを進めたいということになります。

「2 見直し (案)」の御説明の前に、まずもって現在の低入札価格調査の基準額はどういうふうに算出しているかというところがあろうかと思いますので、本来であれば、資料をお示しできればいいんですが、資料をお示ししてもだいぶややこしいので、簡単に言葉で御説明をいたします。

まず、低入札価格調査の調査基準価格の算出については、受注希望型も総合評価も同じ

考え方でございまして、予定価格以下の入札で予定価格の85%以上の応札額、これらの平均額に、標準偏差というのに1.5を掛けた数字をプラスマイナスしまして、その範囲内の応札額が計算の算定対象ということで、応札平均額に標準偏差×1.5をプラスマイナスした範囲を超えるような応札については省いて算定するということでございます。

次に、その算定対象者が5者以上と5者未満で考え方方が違いまして、5者未満の場合は92%が調査基準価格、そのパーセントというのは予定価格の92%で、千円単位を四捨五入したものでございますが、それが調査基準価格となります。

一方、その算定対象が5者以上の場合は、85%未満の応札を除いた応札額の平均が調査基準価格ということで、5者以上、5者未満ということで算定が若干異なるというところがございます。

今の説明が低入札価格調査基準価格になります。実際はいろいろ条件があるんですけれども、それを言い出すと分からなくなりますので、簡単に話をまとめさせていただいております。

続きまして、失格基準価格でございます。こちらについては、現行の制度におきましては、受注希望と総合評価で算定方法が異なります。先ほどの見直し方針のほうでもお話ししましたが、今回の見直しでは、両方式の算定を同じ考え方としたいとしております。

理由としましては、受注希望型では、実は調査基準価格と失格基準価格が同額になるという場合が多く、これですと失格基準価格を上回っても調査対象になってしまうということで、それはどうなのかという課題があり、総合評価の場合は少し幅がありまして、同様に幅を持たせるという意味で、総合評価と同じ考え方としたいということを提案させていただきます。

先ほど言いました受注希望型と総合評価で考え方かが変わりますよという中で、まず受注希望型競争入札の考え方でございますが、先ほど御説明いたしました予定価格以下の入札額で、予定価格の85%以上の応札額の平均額に標準偏差×1.5をプラスマイナスした範囲の応札額が算定対象というのは同じ考え方になります。こちらは低入札価格調査基準価格と同じで、その対象者が5者未満の場合は89.5%が失格基準価格、対象者が5者以上の場合は85%未満の応札を除いた入札の平均が失格基準価格という形になります。したがって、先ほどの調査基準価格と同じ説明になってしまいますが、受注希望はそういった計算になっております。

一方、総合評価につきましては、今の対象者5者以上の場合、85%未満の応札を除いた入札平均が92%であった場合は89.5%が失格基準価格という決めになっております。92%を超える94.5%未満の範囲内であった場合は、先ほどの失格基準価格から2.5%を引いた額が失格基準価格ということで、2.5%の幅を持たせているとイメージしていただければと思います。今の説明が92%から94.5%未満の場合です。

94.5%の場合は92%が失格基準価格ということで、3パターンありますが、総合評価では受注希望とは少し違った考え方で現在は運用をしております。

それを、どのように見直していくかということで、資料8ページの見直し（案）を御覧いただきたいと思います。算定方法につきまして、算定対象の入札者が5者以上の場合は、その平均価格から標準偏差×定数を減算した価格を調査基準価格、失格基準価格とするということで、後ほど事例の中で、グラフでご説明いたしますが、先ほどは途中で同じ標準

偏差×1.5 というのが出てきて、それを足すとか引くとかいろいろ計算していますが、今回は前述の算定対象の入札者の平均価格から、標準偏差×定数を減算するということで、少し分かりやすい表現になってくると思っております。

かけ合わせる定数についていろいろなパターンを考える中で、今回調査基準価格につきましては、応札額の平均値から 0.5×標準偏差ということで 0.5、失格基準価格のは 1.5 を掛けるということで、定数を 0.5 と 1.5 にさせていただきたいということでございます。定数の設定につきましては、令和 6 年度の入札案件を幾つかシミュレーションさせていただいて、調査基準価格については 0.5、失格基準価格については 1.5 が妥当であるという判断でございます。

調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限値は設定しないこととしてございます。

算定対象の入札者が 5 者未満の場合は 5 者以上の場合の下限値を調査基準価格、失格基準価格とするということで、先ほどから 5 者以上、5 者未満というようなお話をさせていただいておるんですが、実は、ここは競争性があるかないかというところの判断が大体 5 者というところで、全国的にもおおむね同じ考え方で、5 者いるかいないかで判断を分けているところでございます。

○の四つ目、総合評価落札方式においては、制度の趣旨を踏まえ、価格最高点を狙った過度な競争を抑制するため、価格点の算定方法を見直し、算定対象の入札者の平均価格、現在の調査基準価格から、今度は新たに算定する調査基準価格の範囲については、価格点を満点とするということで一定の幅が出ますので、入札価格にはばらつきが出るのではないかということで、過度な競争の抑制が図られるのではないかと推測しております。

業務委託につきましては、実は工事と応札の状況、先ほど平均落札率も違っていたかと思いますが、工事とは応札の状況もちょっと違うという中で、関係団体との意見交換を重ねてきたところで、なかなか今回の見直しについては関係団体が抱えている課題を解消するに至らないということで、そういった後ろ向きな御意見も多数いただきまして、これにつきましてはもう少し検討が必要だということを考えまして、今回の見直しにつきましては、建設工事を対象とさせていただきたいというものですございます。

「3 今後の予定」に行く前に、事例の御説明をしたいと思います。事例は、おめくりいただいた 9、10、11、12、13 ページに五つついているんですが、一個一個説明しているとなかなか時間がありませんので、最初の事例ー 1 ので、今回の見直し前と見直し後でどういうような違いがあるかというところを御説明いたしまして、残りの事例のは、同様に当てはめていくこうなるというところです。この事例ですが、実際に令和 6 年度で行われた入札につきまして、業者名は変えた形で、応札額はそのままとして、事例として提示をしております。

9 ページの事例ー 1 を御覧いただきたいと思います。

まず、見ていただきたいポイントを囲ってございます。①②③④とございます。

①につきましては、囲いの左側が現行の算定で算出している基準価格等になっています。予定価格は当然同じです。右側の「(新)」が今度見直しをかけたときの基準価格ということでございまして、この例でいきますと、予定価格は記載のとおりですが、調査基準価格、失格基準価格とも、右側の「(新)」と比べていただくと違っているというところ、調査基

準価格は下がって失格基準価格は上がっています。この例でいくと、山形建設が現行では落札していますが、見直すとフクシマという会社が落札するのではないかと推測できるということで、落札金額も変わってくるというところでございます。

続いて②③を見比べていただきたいんですが、②は現行の基準で低入札調査価格を算出して、「低入」と書いてあるのは基準価格を下回った会社で、現行基準で計算すると、応札者 No. 1 から 6 までが低入の対象となっています。それに比べ、一番右端③が見直し後の新基準での判定になります。新基準ですと No. 1 から 3 までということで、3 者ほど低入の調査対象から外れるということになります。

また④、真ん中の大きな囲みでございます。こちら総合評価落札方式を示しており、表の上段に「旧基準」と「新基準」と記載があるかと思います。旧基準を見ていただくと、左から価格点、価格以外、総合と書いてありますが、価格点というのは応札額に応じて価格点を算出して、価格以外というのは価格以外の評価項目で評価した点数になります。その合計の総合点で落札者を決定するという形になります。

新基準を見ていただくと、価格点と総合しか記載がないのですが、価格以外点は新旧変わらず全く同じですので、無駄を省くため右側は価格点と総合点だけ記載しております。

見ていただくと黄色く塗ってある山形建設、これは現行の基準で算定した場合に価格点が山形建設が 86.14 で満点だったものに対して、価格以外点と合計した 99.89 で満点ということで、山形建設が落札してございますが、見直し後につきましては、右側を見ていただきますと、価格点 86.25 が 3 者、No. 4、5、6 の高知建設、島根建設、フクシマが満点になっています。それに先ほどの価格以外点を合計すると、株式会社フクシマが合計点が 100 点で最高点を取るということで、見直すと山形建設ではなくてフクシマが落札するだろうということで、落札者が変わってくる、現在と同じ入札が行われるところといった違いが出てくるということでございます。

右側のグラフを御覧いただきたいと思います。上から太い横線を説明いたします。一番上段の太い黒い線につきましては、現行の低入札調査基準価格になります。その下に赤い太線があると思いますが、こちらが新調査基準価格になっております。その黒い太い線と赤い太い線の間に斜線が塗ってあります。先ほど言いました新価格点の満点に幅を持たせたという御説明をしたと思いますが、旧入札調査基準価格と新基準の間の範囲について、ハッチしてある部分が今度は満点になるということで、この例でいくと④⑤⑥の会社は価格点が満点ということで、先ほど御説明しました高知建設、島根建設、フクシマが満点になるということでございます。低入札調査基準価格としては現行より下がるということでございます。

また、その下を見ていただくと、太い赤い点線が新失格基準価格になります。現行の失格基準価格については一番下の太い線になります。したがって、こちらの失格基準価格が新基準になると、矢印のように少し上に移動すると推定されます。

その下に同じような表があるのでご覧いただきたいのですが、先ほど言いました定数、0.5 がいいのか、0.4 がいいのか、0.3 がいいのかというところを当てはめた結果でございまして、これを見ると 0.5 と 0.4 同じ結果になっていますが、こちらを幾つも幾つもパターンを当てはめてみたところ、0.5 が一番低入の対象が減るというところで 0.5 とさせていただいております。

失格基準価格の 1.5 につきましても、上のグラフにもマイナス 1.0、マイナス 1.5、マイナス 2.0 のラインというのを薄く引いてあります、こちらにつきましても幾つかトライアルはしてみたんですが、マイナス 1.0 であると、今度は調査基準価格との差がほとんどなくなってきて幅がなくなるというところで、先ほど懸念していた受注希望型では失格基準価格と調査基準価格がほぼ同じになってしまってという現象がまた発生してしまって、ここは少し幅を持たせ、マイナス 2.0 だと少し広過ぎるというところで、マイナス 1.5 の辺りが一番収まりがいいということで、マイナス 1.5 とさせていただいております。

同じ見方で 10 ページ以降もまた御覧いただきたいと思いますが、次のページで 1 点だけ御説明いたします。

事例一 2 を御覧ください。こちらも先ほど言いました①②③④を見ていただくと同じ状況でございますが、1 点、現行の基準価格では宮崎組が落札となっていますが、上段をよく見ていただくと、熊本建設が本来は総合点 98.55 で 1 位で、落札すると推測されますが、低入の対象となったということで辞退をされていて、次点の宮崎組が落札をしております。これを新基準で算定をしますと、熊本建設が低入の対象から外れますので、辞退することなく、見直し後はそのまま落札していただけるのかなというところでございます。事例一 2 の特徴としてはそんな状況で、低入で辞退した方が新基準では調査対象から外れるので、落札していただけるのではないかというところでございます。

以降、似たような案件で応札状況がばらばらなものを掲載してございますので、また御覧いただければと思います。

大変恐縮ですが、お戻りいただいて 8 ページです。と言ったことで、先ほど現行の算定の方法が、いろいろな数字を掛けたり、足したり、引いたりというところで分かりづらいという部分がありましたら、今回は平均価格から標準偏差×定数を減算するということで、分かりやすい計算にはなると考えられます。

「3 今後の予定」でございます。

○が二つございますが、まず下のほうですと、この低入札価格制度の見直しについては、実はこれで了承をいただいても、システムの改修という作業が必須で、そちらの改修が数字を入れ替えればいいというものでもなく、手間がかかるということで、システム改修の進捗状況にもありますが、我々としては、令和 8 年の 4 月改定ということを目指したいと考えております。

上段の記載でございます。低入札価格調査制度を見直した結果、現在と同じ応札行動ということはなかなか考えにくいと思いますので、制度が変わったことによって入札行動にも大きく変化が想定されます。そういった意味では、見直した後も入札状況を注視しながら、適正な制度となるように引き続き分析を行いながら、0.5 だと少し応札状況がよくな方向にまとまっていくようであれば、定数を上げてみたり下げてみたりというのを、必要に応じて審議会のほうにお諮りしながら見直してまいりたいというところでございます。分かりづらくて大変恐縮ですが、説明は以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等よろしくお願ひいたします。

木下委員、どうぞ。

(木下委員)

恐らく大変皆さんには分かりづらいのではないかと思います。事例ー2が一番分かりやすいかと思います。国交省と違いまして、長野県の場合は低入調査に入ってもほとんど契約ができるんです。事例ー2の場合は恐らく事前辞退ですかね。事前辞退という制度がありまして、低入調査の対象になったら辞退しますということを事前に届け出れば、ペナルティを受けることなく辞退をできることになっています。

この新しい制度を見ますと、今まで出てきた低入調査制度の矛盾点というのは相当解消されるのではないかと思います。それから、価格最高点は1者ではないので、あまり過度な競争で低い入札価格を目指すことも減ってくるのではないかと、そういう効果もあるかと思います。何百者も入札するので、どういう入札行動になるか分かりませんけれども、今後の予定に書いていただいておりますが、試行してみて、あまりに平均落札率が下がるようであれば、また定数の見直しというのをお願いしたいと思います。

とにかく今、人件費や物価の高騰が著しいので、相当各企業が厳しい状況だと思います。落札率が下がるようであれば、なるべく早い段階で定数の見直しが必要になると思います。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

湯本委員、どうぞ。

(湯本委員)

今の木下委員の御発言に関連するのですが、この新基準の低入判定では、非常に多くの業者の皆さんのが競争参加ができるという反面、今回示された事例では、現行よりも落札金額が下がるケースがあります。

資料2ページのIの(2)令和5年から令和6年を見ると落札金額が下がっているんですが、先ほどありましたとおり、資材費の物価高騰とかが起きている中で、改正によって全体の落札金額が下がることで、労務費が下がってしまうという懸念も予想されますので、ぜひそうならないようにしていただきたい。今後の予定のところに關しまして、定数は今0.5単位ということありますけれども、0.5単位にこだわるのかどうかということと、この定数については非常に大事だと思うのですが、これは審議会に諮ることになるのか、以上2点についてよろしくお願いしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。定数の刻みにつきましては、分かりやすいという意味で0.5刻みにはしておりますが、木下委員もおっしゃったように、やはり応札状況をつぶさに見ていく中で、0.5を0.4、0.6とかがいいのか、もっと細かくしたほうがいいのかというのは応札状況を見ながら当てはめて、どれが一番最適になるかと検討したいということで、特に0.5刻みにこだわっているものではございません。

審議会に諮るかどうかにつきましては、我々も勝手に変えてはまずいだろうということ

ろもあるので、審議会が年に4回開催されますので、できれば御審議というか、御報告させていただきたいと考えております。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。

一般的な傾向として、新しい方式でやると、応札額は減っていくというか、小さくなつていくという傾向になるような気がするのですが、それはどうお考えですか。

(事務局)

ただ、失格基準価格が上がりますので、応札行動は変わってくると思います。現行の応札状況に当てはめると下がってしますが、失格基準価格が上がるということは、それより上に入れてくるようになってきますので、全体的に応札額は上がっていくところで、落札率も上がっていくものと今は推測しております。

このシミュレーションの結果では下がっていますが、結果としてやはりシミュレーションどおりであれば定数を見直す必要があるということで、現在は上がるだろうという期待を込めております。

(佐々木会長)

システムを変えるにある程度時間がかかるということですが、そんなに頻繁に見直すことができるのでしょうか。

(事務局)

開発者ではないので、すぐできますとは言えないのですが、今回考え方を変えてしまいますが、以降は数字の入れ替えだけになってくるので、数字を変えるぐらいは何とかなると考えております。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ほかによろしいですか。

それでは、特に御意見もないようですので、この件につきましてはおおむね適当とさせていただいてよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

見直し後の結果について御報告をぜひお願いしたいと思います。

### (3) 報告事項

入札参加資格に係る信州企業評価項目の加点状況

- ・製造の請負、物件の買入れ、その他の契約

- ・建設工事等
- ・新林整備業務

(佐々木会長)

続きまして、報告事項に入ります。

「入札参加資格に係る信州企業評価項目の加点状況」について、事務局から御報告をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料 4-1 を御覧ください。14 ページになります。

まず、こちらの信州企業評価項目の導入の経緯ですが、県の契約に関する条例の社会的な責任を果たす県内業者等の育成を促進するため、審査項目を設定しております。

続きまして「1 製造の請負等 3 契約の入札参加資格登録者数」についてですが、令和 7、8、9 年度の登録者数は全体で長野県に関しまして 3,976 者となっております。そのうち県内本店の数ですが、2,145 者となっております。

契約の種類についての内訳ですが、御覧のとおりとなっております。

令和 7、8、9 年度の入札参加資格から、長野県を含む 35 団体共同で審査するようになりますて、今までになかった業者さんからの申請も増えたこともあり、長野県の入札参加者数は御覧のとおり大幅に増えております。

続きまして、「2 『信州企業評価項目』の加点状況」について説明いたします。

7、8、9 年度入札参加資格審査から審査項目を新規で一つ加えたほか、労働環境の職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の項目を一つから三つに分けたことで加点数を増やし、業者がより意欲を持てるようにいたしました。

結果ですが、7 年度に追加しました環境配慮の事業活動温暖化対策計画書の策定のところで 35 者、下のほうで労働環境の職場いきいきアドバンスカンパニー、こちらの認証制度を三つに分けまして、労働環境全体で 162 件増えております。

最下段の SDGs の件数ですが、令和 4、5、6 年度に比べ 166 者と大きく増えております。

製造の請負、物件の買入れ及びその他の契約に係る入札参加資格登録者数と信州企業評価項目の加点状況についての報告は以上となります。

(事務局)

15 ページの資料 4-2 を御覧ください。

「建設工事の入札参加資格に係る信州企業評価項目の加点状況について」でございます。

入札参加資格の登録者数については、上段 1 の表を御覧ください。

建設工事、建設コンサルタント等とともに、全体と県内本店の登録者数について、前回登録時との比較を行っております。建設工事については全体で 2,852 者と 3.6% の減、県内本店で 2,240 者、3.5% の減となっております。また、建設コンサルタント等については、全体で 805 者、6.5% の増、県内本店で 339 者、0.9% の減となっております。

続きまして、建設工事の県内本店企業に対する信州企業評価項目の加点状況を 2 の表に

まとめてございます。

県内本店事業者 2,240 者のうち、信州企業評価を 1 項目以上申請した事業者は 84% の 1,883 者、前回に比べて 4 ポイントの減となっております。それぞれの加点項目と配点、また加点を受けた事業者数とその割合、前回登録時の加点者割合との比較は御覧いただいているとおりですが、加点者の割合の伸びの大きいのは、雇用環境の中のワーク・ライフ・バランスで、前回比 1.3 ポイントの伸びとなっております。

また、同じく雇用環境の中の雇用維持・安定雇用が 13.1%、週休二日等の休暇制度が 12.5% の伸びとなっております。雇用維持・安定雇用は完全月給制での加点となっております。また週休二日については、今回から 4 週 8 休のみの加点となっており、4 週 5 休、4 週 6 休から 4 週 8 休にシフトしたと推測され、制度が浸透したと考えております。

今回の申請から ICT 活用工事の実績を新たに追加させていただきました。今後工事成績、技術力、雇用環境、社会的責任、貢献のバランス等、今回の加点状況を踏まえ、項目を検討させていただく予定です。

説明は以上になります。

(事務局)

続きまして、16 ページ、資料 4-3 を御覧ください。森林政策課から、「森林整備業務の入札参加資格に係る信州企業評価項目の加点状況について」御報告いたします。

令和 7、8、9 年度の森林整備業務の入札参加資格と資格総合点数につきましては、建設工事と同様に令和 7 年 5 月 1 日から 3 年間ということで付与したところでございます。

初めに、1 の森林整備業務の入札参加資格の登録者数でございますが、前回登録時 202 者が、今回は 166 者と 36 者、18.6% の減となっております。登録者減の大部分が建設業の方であり、森林組合、林業事業体の登録者数はほぼ横ばいという状況でございました。

続きまして、「2 信州企業評価項目の加点状況」でございます。

こちらは事業者数に関する前回登録時の比較については、事業者の実数ではなく割合で比較をしております。

まず、表には記載しておりませんが、評価項目を一つ以上申請した者は 162 者で、全体の 97.6% という状況でございまして、前回の割合から大きな変動はございませんでした。

続いて、該当事業者数の割合に総体的に大きな変動があったポイントについて御説明します。

まず、技術者の新規雇用につきましては、前回と比較して 4.4 ポイントの減となりました。これは、先ほど説明のあった建設工事と全く同様の傾向でございます。週休二日制につきましては、4 週 5 休の割合が減少する一方で、4 週 6 休及び 8 休の割合が増加しております、労働環境の改善が進んでいる状況が見て取れます。

今回から新規で追加いたしました表の最下段の環境配慮につきましては、記載のとおりの割合となりました。

資料 4-3 の報告は以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ありますでしょうか。  
どうぞ。

(湯本委員)

まず、製造の請負等についてですが、今回、労働環境の職場いきいきアドバンスカンパニーの3つの認証をそれぞれ評価したということで、これは非常にいいことだと思います。しかし、これは全体に通じるのですが、人材確保については、もう少し評価するべきではないかと思っています。

というのも、今、県のほうで、信州未来共創戦略ということで、2050年に向けた人材確保に非常に力を入れているわけでございますけれども、建設工事の新卒者採用がマイナス9.0ということは、やはり相当人材確保が大変ではないかということを思います。これは森林整備業務も一緒にございましてマイナス4.4。ここが著しく低いので、繰り返しますけれども、技能者も含めて人材確保に関する評価については今後見直すべきではないかということを思いました。

(佐々木会長)

ただいまの御意見について、事務局からいかがでしょうか。

(事務局)

令和7、8、9年度の入札参加資格審査から職場いきいきアドバンスカンパニーのワークライフバランス認証、ダイバーシティー認証、ネクストジェネレーションコース認定をそれぞれ評価することで、人材の確保について評価に力を入れているところですが、令和10、11、12年度の審査項目の加点項目として追加できるか、関係各課と協議して検討を進めてまいりたいと思います。

(事務局)

建設工事においても、ただいま湯本委員の御質問のとおり、人材確保、経営維持に係る評価については、新たな項目の追加・加点の見直しの検討にしてまいりたいと思います。

(事務局)

森林整備の関係でございますけれども、林業についても建設工事と全く同様の傾向でございまして、近年技術者数が減る一方だった中、ようやくこのところ僅かながら増加に転じておるんですが、急に人が増えているという状況ではございませんので、建設工事等関係各課と連携しながら、加点項目の見直しや新たな新規項目の追加について検討してまいりたいと考えております。

(佐々木会長)

ほかにはいかがでしょうか。  
中島委員、どうぞ。

(中嶋委員)

森林整備業務について入札参加資格の登録者数が減っていて、これは建設会社の登録が減っているということですが、そもそも建設会社自体が減っているというのではありませんか。なかなか経済状況が大変だというところで。

(事務局)

建設業者はやはり少しずつ減っております。それと、今回7、8、9年度の入札参加資格申請から電子申請に変えて、その対応が間に合わなかったという業者さんもおられまして、この9月1日から追加申請をしております。そちらでまた追加していただいているところもございます。

(中嶋委員)

そうすると、その追加を入れればそんなに前回と比べて極端にというか、もう少し増えるという認識でよろしいですか。

(事務局)

初日で11件ございましたので、全くイコールとは申しませんが、自然減と言えるぐらいまで戻ってくると思います。

(中嶋委員)

会社なので自然減という表現は違うかもしませんが、分かりました。結構です。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。濱委員、よろしいでしょうか。特に御意見はありますか。

(濱委員)

製造の請負、物件の買入れのところの労働環境で、社員の子育て応援宣言が314者で、次世代育成支援対策推進法の計画策定かつ育児・介護休業法に基づく休暇等制度を就業規則に規定が79者、育児・介護休業の取得状況が141者しかない状況で、このバランスは何だろうかと思ったところです。宣言だけ規定をつくって取組をしていないのかなと。ただ加点のためにやっているだけにすぎなくて、現場は変わっていないのかなと思ったところですが、いかがでしょうか。

(事務局)

こちらの件数ですが、入札参加資格の総合評価点がAの業者さんに関しては、申請してもそれ以上上がらないので、新たに申請しないという業者さんも中にはいらっしゃいます。ですので、当課では数としてはお示しできますが、各業者さんが実際にどういう状況であるかまでは承知しておりません。

(濱委員)

分かりました。ありがとうございます。

(佐々木会長)

ほかによろしいですか。

それでは、この件については報告として承ったということにしたいと思います。

では、本日は以上をもちまして予定していた議事は全て終了いたしました。

この際ですので、何かほかに御意見はございますか。よろしいですか。

< 発言者なし >

(佐々木会長)

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

(一由企画幹)

委員の皆様におかれましては、貴重な御意見、また慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

#### 4 その他

(一由企画幹)

次第の「4 その他」でございますが、事務局から 1 点お知らせがございます。

令和 7 年度第 3 回目の契約審議会につきましては、11 月中旬頃の開催を予定しております。後日また事務局から御連絡申し上げ、御予定を確認させていただきますので、御協力よろしくお願ひいたします。

そのほか、委員の皆様から何かございましたら、御発言お願ひいたします。

(湯本委員)

私、平成 29 年、2017 年から 2 期から 4 期ということで約 9 年、連合長野からこの会に選出されまして、本当に佐々木会長はじめ委員の皆様に大変お世話になりました。ありがとうございました。

そして、恐らく私の質問が一番多かったかと思いますが、それにしっかりと事務局の皆様もお答えいただきまして、本当にありがとうございました。

組織の事情で 9 月 19 日に辞任をさせていただきたいと思いまして、今日はそんな報告といいますか、お願いでございます。私は普段県庁に勤めておりまして、清掃や警備のことについてかなり質問させてもらいましたが、普段働いている中で、警備の皆さん、清掃の皆さんからも時々挨拶をされるときもありまして、別に私が発言をしているからではないと思いますが、そんな形で身近で働く皆さんの労働条件もこの審議会の中でしっかりと議論させていただいたこと、これからも大事にしていきたいと思います。9 年間、どうもありがとうございました。(拍手)

(一由企画幹)

湯本委員におかれましては、これまで3期、1期3年ですので9年ということで、本当に貴重な御意見、御審議いただきまして誠にありがとうございました。今後とも、引き続き私どもにお力添えをよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御意見はございますか。

< 発言者なし >

## 5 閉 会

(一由企画幹)

それでは、以上をもちまして「令和7年度 第2回 長野県契約審議会」を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

(了)